

Webでのお申し込みになります。

| Webでのお申し込み方法(お手続きの流れ)

代理店 エス・アール・サービスのHPにアクセス

ホームページ

<https://www.sr-service.jp/>



社労士のための保険
有限会社 エス・アール・サービス

ホーム 更新 新規加入 加入内容の確認・変更・解約 更新手続にあたってよくある質問 企業概要

社会保険労務士 賠償責任保険
社労士の安心・安全な業務を支える保険
制度運営者 全国社会保険労務士会連合会

こちらをクリック

【新規・中途加入用】
保険のお申込みWebサイト
はこちら

動画でわかる
「社労士賠償責任保険制度」
動画が再生されます

東京海上日動火災保険株式会社の保険加入専用HPへ移動いたします。

東京海上日動火災保険株式会社のお申込みサイトへ移行します。
加入申込ページの手順に従ってお手続きお願いします

全国社会保険労務士会連合会

ログイン

2023年度 社会保険労務士賠償責任保険制度

年間保険料:13,200円(月額換算:1,100円)で
損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間中3,000万円)まで
補償されます。(Aタイプ加入の場合)

(*)団体割引20%を適用しております。

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間
新規・中途加入は毎月25日までにお申込みおよび月末までに保険料お振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から補償開始です(ただし、11月始期分を除く)。

このご案内は社会保険労務士賠償責任保険制度の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は取扱代理店エス・アール・サービス HP から東京海上日動火災保険(株)お申込みサイトへアクセスし約款をご確認ください。ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問い合わせ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館

TEL 03-6225-4873

<https://www.sr-service.jp/>

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

社労士と依頼者を守るための保険

社会保険労務士賠償責任保険 にご加入ください

全国で18,824名^(*)の開業社労士・法人の皆様にご加入いただいております。

業務を安心して遂行していただくために、未加入の方は必ずこの機会にご検討ください!
(*7月1日現在)

会員の皆様へ

高度かつ専門的な知識を備える国家資格者である社労士の皆様には、受託した業務を誠実に遂行する義務が課せられております。社労士を取り巻く業務環境が「社会のデジタル化」や「多様な働き方の進展」等により急激に変化するなかでも、もはや万が一の不測の事態への備えは必須となっています。

全国社会保険労務士会連合会では、会員の安心、安全な業務遂行を支える制度として「社会保険労務士賠償責任保険制度」を1995年に創設し、現在は18,824人の会員の皆様にご加入いただいております。

日頃より、業務の遂行に当たっては万全を期していること存じますが、依頼者保護と経済的損失のリスクへの備えとして、是非とも本制度へのご加入をご検討ください。

全国社会保険労務士会連合会

「社会保険労務士賠償責任保険」は、社労士業務の遂行に起因して発生した不測の事故について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、補償します。

思いがけないリスクに備えるために

書類提出の失念

提出期限の誤解

アドバイスミス・
制度理解不足



割安^(*)な保険料で安心の補償!

開業社労士1人
事務所の場合

年間保険料:13,200円(月額換算:1,100円)で
損害賠償1請求あたり1,000万円(保険期間中3,000万円)まで
補償されます。(Aタイプ加入の場合)

(*)団体割引20%を適用しております。

保険
期間

2023年12月1日午後4時から2024年12月1日午後4時までの1年間
新規・中途加入は毎月25日までにお申込みおよび月末までに保険料お振込みをいただいた場合、翌月1日午後4時から補償開始です(ただし、11月始期分を除く)。



<https://www.sr-service.jp/>

ご加入・ご更新は **お申込みWebサイト** からお手続きください。

社労士 保険 エスアールサービス

検索

※お申込みWebサイトへは、取扱代理店エス・アール・サービスHPよりアクセスください。

この保険制度は、全国社会保険労務士会連合会を保険契約者とし全国社会保険労務士会連合会に登録されている開業会員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は全国社会保険労務士会連合会が有します。加入依頼書の受付、保険料集金事務については、全国社会保険労務士会連合会にて実施しています。



全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士賠償責任保険

●保険の内容

本保険は、被保険者または業務の補助者(被保険者の社員、使用人、その他被保険者の業務を補助する方)が行った社労士業務により発生した不測の事故について、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を補償するものです。
保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)も補償の対象となります。

●事故事例

■産休・育休期間の社会保険料免除手続きの失念による損害賠償請求

企業より依頼を受けた育児休業者の「健康保険・厚生年金保険 育児休業等取得者申出書」の提出業務について、被害者からの照会を受けて提出失念が発覚。急ぎ手続きを行ったが時効により一部免除されず、その社会保険料相当額について損害賠償請求を受けた。

支払保険金 約60万円(損害賠償金(76万円)-自己負担額(10万円))×90% = 594,000円

■キャリアアップ助成金(正社員化コース)の申請期限の誤認による損害賠償請求

企業より依頼を受けた「キャリアアップ助成金(正社員化コース)」の支給申請業務について、支給要件を満たしているにもかかわらず申請期限を誤認し、期限を1日過ぎて労働局の窓口に持参したため助成金を受給できず損害賠償請求を受けた。

支払保険金 約140万円(損害賠償金(208万円)-自己負担額(10万円))×70% = 1,386,000円

※同様の事案でも、個別の具体的な事実内容によってはお支払いの対象とならない場合もございます。

●契約タイプ・年間保険料

■年間保険料(2023年12月1日~1年間でご加入の場合)

【計算式】年間保険料は、人数×年間保険料で計算します。

$$\text{名} \times \text{円} + \text{名} \times \text{円} = \text{保険料}$$

・開業社労士1名 (a)開業社労士・法人の社員 その他職員人数 (b)その他職員 年間保険料 年間保険料

タイプ	支払限度額		保険料(1名あたり)			
	1請求当たり	保険期間中	年間(12ヶ月)	(参考)1ヶ月あたり	(a)開業社労士・法人の社員	(b)その他職員
A	1,000万円	3,000万円	13,200円	2,040円	1,100円	170円
B	2,000万円	6,000万円	17,760円	2,760円	1,480円	230円
C	3,000万円	9,000万円	20,160円	3,000円	1,680円	250円

※免責金額(自己負担額):1請求あたり10万円

■加入例 (2023年12月1日~ 1年間(12ヶ月)でご加入の場合)

【Aタイプ】社労士1名+職員2名の場合 … 年間 17,280円

$$1 \text{名} \times 13,200 \text{円} + 2 \text{名} \times 2,040 \text{円} = 17,280 \text{円}$$

【Cタイプ】社労士1名+職員5名の場合 … 年間 35,160円

$$1 \text{名} \times 20,160 \text{円} + 5 \text{名} \times 3,000 \text{円} = 35,160 \text{円}$$

サイバーリスク保険・ サイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン)

●保険の内容

情報漏えい事故やサイバー攻撃などのサイバーリスク関連の各種損害(法律上の損害賠償金や各種費用)を包括的に補償するほか、サイバー事故の未然防止等に役立つコンテンツや緊急時ホットラインサービスを提供します。

こんな損害を
補償します!

- サイバー攻撃の有無を確認するために外部調査を依頼する費用
- サイバー攻撃の原因や被害範囲を特定する費用
- 個人情報漏えい被害者に対する通知費用や見舞費用
- 被害者に対する法律上の損害賠償金や争訟費用

等

●社労士事務所で起こりえるサイバー事故

■顧問先を装ったなりすましメールの添付ファイルを開封したことにより、マルウェアに感染。他の顧問先へ拡散していることが発覚し、原因調査・被害範囲の特定、再発防止策の策定について迅速な対応・報告が余儀なくされ、多額の原因調査費用や再発防止費用が発生した。

■職員のパソコンがウイルスに感染し、過去に送受信したメールが不正に閲覧されるなどして、顧問先に対して不審なメールを発信してしまい、多額の原因調査・復旧費用や、顧問先対応に関する弁護士相談費用が発生した。

■セキュリティ対策が不十分であったために、外部の何者かに不正アクセスされた結果、システムに乗っ取られ、これを踏み台に関与先がサイバー攻撃を受けた。営業活動に重大な支障が生じたとして、関与先より損害賠償請求訴訟を提起された。

●契約タイプ・年間保険料の例

保険種類	サイバーリスク保険		サイバーリスク保険 (情報漏えい限定補償プラン)	
	タイプ ^(*)	Sタイプ	GAタイプ	GBタイプ
支払限度額 ^(*)	1億円	3,000万円	500万円	
年間保険料 事務所合計人数	1~3人	39,990円	26,870円	17,580円
	4~6人	51,990円	32,900円	20,170円
	7~10人	70,260円	45,500円	23,620円

11人以上のタイプはパンフレットをご覧ください

(*)それぞれのタイプの違いおよび支払限度額の詳細はパンフレットをご覧ください。

●緊急時ホットラインサービスのご案内

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルやインシデントについて、専用窓口(フリーダイヤル)で直接ご支援を実施するサービスです。

ご利用の際は、「ご契約者名(全国社会保険労務士会連合会)」「証券番号(サイバーリスク保険またはサイバーリスク保険(情報漏えい限定補償プラン))」を確認させていただきます。なお、証券番号は加入者証に記載しておりますのでご確認ください。

24時間365日対応
(年中無休)

日常のサイバートラブルからご支援



ウイルス感染等の日常のサイバートラブルに、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。

経験豊富なサイバートラブル専門家がご支援



インシデント対応の専門家が、事故対応に精通した保険会社ならではの支援を行います。

多様な専門事業者ラインナップ



多様な専門事業者の中から、トラブルの状況やお客様のニーズに応じて最適な事業者をご紹介します。

初動から再発防止までご支援



初動対応から保険金請求、さらには再発防止策の実行に至るまでワンストップでご支援します。

保険適用外でもサービス利用可能



仮に保険が適用されない場合でもサービス利用可能です。(専門事業者手配の実費はお客様のご負担となります。)